

令和2年度 宍粟市特別職報酬等審議会 委員名簿

氏名	団体等	備考
大坪 津義	宍粟市連合自治会 副会長	会長
谷笹 摩弥	宍粟市商工会 女性部長	職務代理者
岡前 佳津子	宍粟市消費者協会 副会長	
石原 政司	西兵庫信用金庫 常勤理事	
山國 和志	公募委員	

宍粟市特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、宍粟市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(委員)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織し、その委員は、宍粟市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員には、別に定めるところにより報酬を支給する。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務担当課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

改正附則 (略)

【宍粟市附属機関等の設置及び運営に関する要綱 一部抜粋】

（会議の公開等）

第6条 附属機関等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、当該会議が次の各号に該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないものとする。

- (1) 宍粟市情報公開条例（平成17年宍粟市条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第7条各号に規定する不開示情報を含む内容について審議等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 前項の会議の全部又は一部を非公開とするときは、原則として、附属機関等の長が会議に諮って行うものとする。
- 3 附属機関等の会議を開催する際は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題その他必要な事項をあらかじめ公表し、会議の全部又は一部を公開しない場合にはその理由等について、事前に公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りではない。
- 4 附属機関等の会議については、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、当該会議録が情報公開条例第7条各号に規定する不開示情報を含む場合は、会議録の全部又は一部を公表しないものとする。

【宍粟市情報公開条例 一部抜粋】

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

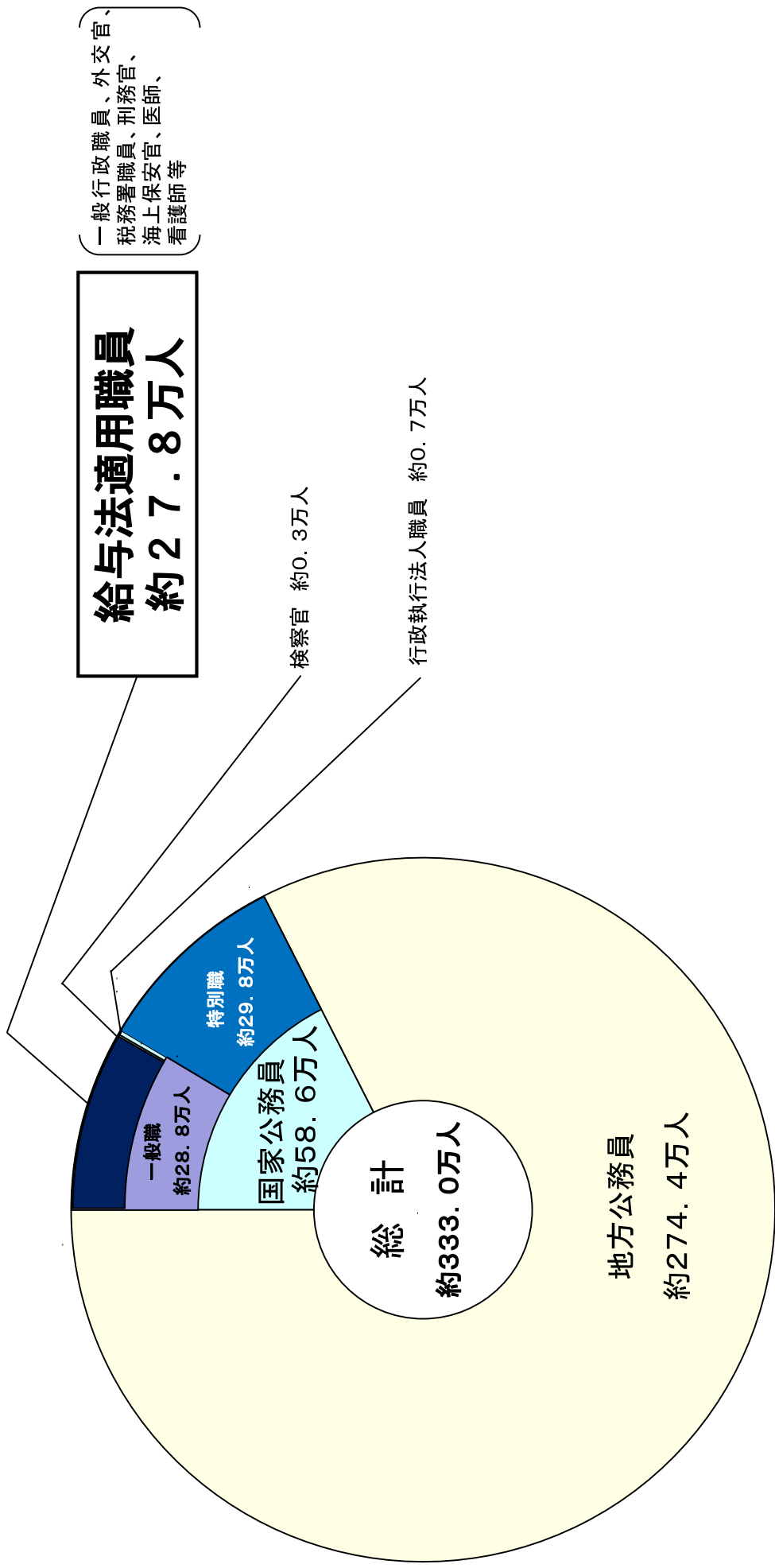
- (5) 実施機関内部若しくは相互間又は市と国及び他の地方公共団体との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

—給与勧告の仕組みと今回の勧告のポイント—

- ① 給与勧告の対象職員 1
- ② 給与勧告の手順 2
- ③ 今回の勧告のポイント 3

① 給与勧告の対象職員

公務員には、国家公務員約58.6万人と、地方公務員約274.4万人がいます。このうち、人事院の給与勧告の対象となるのは、「一般職の職員の給与に関する法律（給与法）」の適用を受ける一般職の国家公務員約27.8万人です。

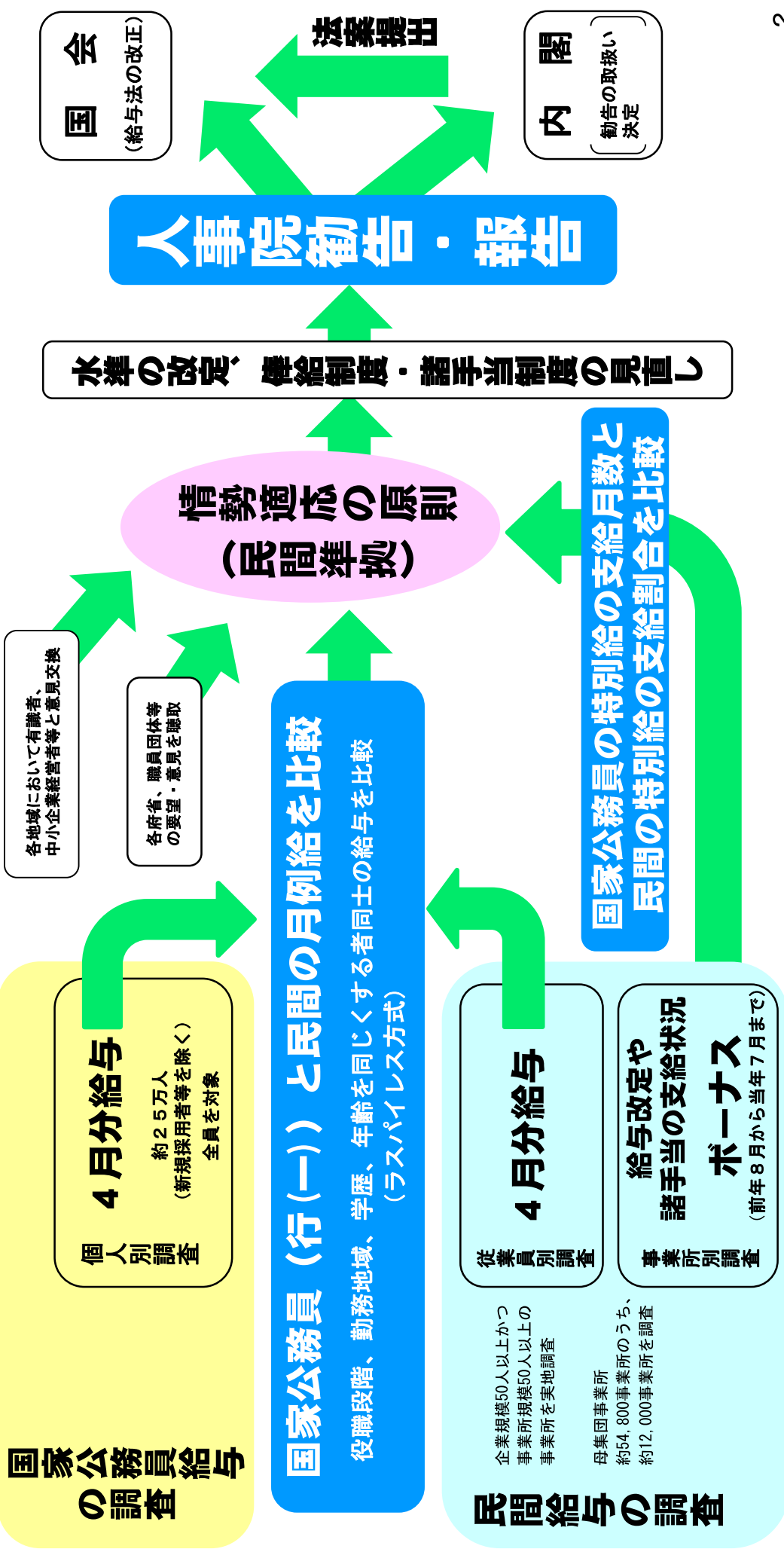


(注) 1 国家公務員の数は令和2年度末予算定員等による。
2 地方公務員の数は総務省「平成31年地方公務員給与実態調査」に基づいて推計したものである。

② 給与勧告の手順

人事院では、国家公務員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

また、民間の特別給（ボーナス）の直近1年間（前年8月から当年7月まで）の支給実績を調査した上で、民間の年間支給割合を求め、これに国家公務員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることが基本に勧告を行っています。



③ 今回の勧告のポイント

ボーナスを引下げ

ボーナスを引下げ（△0.05月分）

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

期末手当・勤勉手当

（法律の公布日から実施）

- ・ 民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き下げ、4.45月に改定（現行4.50月）
- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

※ 今回の勧告後の平均年間給与（行政職俸給表（一）） 6,734,000円 （勧告前との差 △ 21,000円）

（参考）近年の実施状況

	特別給（ボーナス）		（参考）月例給 勧告率	行政職（一）職員の 平均年間給与	増減額	率
	年間支給月数	対前年比増減				
平成22年	3.95月	△ 0.20月	△ 0.19%	9.4万円	△ 9.4万円	△ 1.5%
平成23年	3.95月	-	△ 0.23%	1.5万円	△ 1.5万円	△ 0.2%
平成24年	3.95月	-	-	-	-	-
平成25年	3.95月	-	-	-	-	-
平成26年	4.10月	0.15月	0.27%	7.9万円	7.9万円	1.2%
平成27年	4.20月	0.10月	0.36%	5.9万円	5.9万円	0.9%
平成28年	4.30月	0.10月	0.17%	5.1万円	5.1万円	0.8%
平成29年	4.40月	0.10月	0.15%	5.1万円	5.1万円	0.8%
平成30年	4.45月	0.05月	0.16%	3.1万円	3.1万円	0.5%
令和元年	4.50月	0.05月	0.09%	2.7万円	2.7万円	0.4%
令和2年	4.45月	△ 0.05月	（別途勧告予定）	2.1万円	△ 2.1万円	△ 0.3%

※ 「行政職（一）職員の平均年間給与」は特別給の勧告分を示したものと

職員の給与に関する報告

第 1 給与勧告制度の基本的考え方

国家公務員法第28条は、国家公務員の給与について、国会により社会一般の情勢に適応するように随時変更することができるとしており、本院には、その変更に関して勧告することを怠ってはならないとするとともに、国会及び内閣に対し、毎年、少なくとも1回、俸給表が適当であるかどうかについて報告を行う責務を課している。

国家公務員は、その地位の特殊性及び職務の公共性に鑑み、憲法で保障された労働基本権が制約されており、本院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。給与勧告においては、従来より、給与水準の改定のみならず、俸給制度及び諸手当制度の見直しも行っている。

また、国家公務員法第3条は、職員の利益の保護を人事院の基本的役割としており、本院が給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、職務に精励している国家公務員の士気の向上、公務における人材の確保や労使関係の安定にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

給与勧告では、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としている。民間準拠を基本とするのは、国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給すること

が必要とされる中で、公務においては、民間企業と異なり、市場の抑制力という給与決定上の制約が存しないこと等から、その給与水準は、その時々々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

国家公務員の給与と民間企業従業員の給与との比較においては、主な給与決定要素を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較を行っている。また、「職種別民間給与実態調査」は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を調査対象として実施し、これらの事業所の民間企業従業員の給与との比較を行っている。

比較方法については、給与は、一般的に、職種を始め、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の要素を踏まえてその水準が定まっていることから、両者の給与の単純な平均値ではなく、給与決定要素を合わせて比較（同種・同等比較）することが適当である。

また、調査対象については、企業規模50人以上の多くの民間企業は公務と同様、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能であることに加え、現行の調査対象となる事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持することができること等から、現行の調査対象が適当である。

本年の勧告においても、従来と同様の方法を用いて民間給与との比較を行うことにより、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保していくこととする。

第2 官民給与の状況と給与改定

1 本年の給与改定を取り巻く諸情勢

(1) 本年の春季賃金改定

昨年の後半から本年の初めにかけて、企業活動は、輸出が減少する中で、製造業を中心に、企業収益が弱含み、業況判断についても慎重さが増している状況にあったが、全体としては、企業収益は高い水準にあり、非製造業を中心とした人手不足感や賃金の緩やかな増加もあり、緩やかな経済の回復が続くことが期待されていた。

このような状況を背景に、本年の春季賃金改定では、定期昇給の実施に加えて、ベースアップを実施する動きも見られるなど、昨年よりは勢いは弱いものの、引き続き、賃金の引上げを図る傾向が認められた。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済への影響

本年3月下旬以降、新型コロナウイルス感染症の感染が急速に拡大し、4月7日には新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言が発出された。感染拡大による我が国経済への影響は甚大であり、景気は急速に悪化した。

同宣言は5月25日に解除され、その後の状況について、本年9月の「月例経済報告」（内閣府）によると、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きが見られ、先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、国内外の感染症の動向等の影響を注視する必要があるとされている。

(3) 民間における賃金・雇用情勢等

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省、事業所規模30人以上）によると、本年4月のパートタイム労働者を除く一般労働者の所定内給与及び所定外給与は、それぞれ昨年4月に比べ0.2%及び12.9%減少している。

本年4月の消費者物価指数（総務省、全国）は、昨年4月に比べ0.1%上昇している。また、「家計調査」（総務省、全国）によると、本年4月の勤労者世帯の消費支出は、昨年4月に比べ名目で9.9%、実質で10.0%の減少となっている。

本院が「全国消費実態調査」（総務省）を基礎に算定した本年4月における全国の1人世帯の標準生計費は110,610円、「家計調査」を基礎に算定した同月における全国の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ153,040円、176,230円及び199,420円となっている。

「労働力調査」（総務省）によると、本年4月の完全失業率（全国）は、昨年4月から0.2ポイント上昇して2.6%（季節調整値）となっている。また、本年4月～6月期の雇用者数は、正規の従業員が3,543万人、非正規の従業員が2,036万人で、昨年同期に比べ、それぞれ30万人の増加及び88万人の減少となっている。

「一般職業紹介状況」（厚生労働省）によると、本年4月の有効求人倍率は昨年4月から0.31ポイント低下して1.32倍（季節調整値）、本年4月の新規求人倍率は昨年4月から0.59ポイント低下して1.85倍（季節調整値）となっている。

（参考資料 3 生計費関係 参照）

（参考資料 4 労働経済関係 参照）

(4) 行政執行法人（旧現業）の給与改定

行政執行法人のうち、かつて国の現業であった独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局の職員の給与改定については、労使交渉に基づき自主決着が図られた。妥結内容は、いずれも令和2年度の賃金引上げについては、令和2年4月1日に昇給を実施し、ベースアップは行わないとするものとなっている。

(5) 有識者の意見

本院は、国家公務員の給与改定を検討するに当たって、例年同様、全国23都市において有識者の参加による公務員問題懇話会や中小企業経営者等との意見交換を行った。

この懇話会等において、本院は、給与勧告の仕組みや国家公務員の定年の引上げの必要性等について説明し、意見交換を行っている。その意見交換において有識者から出された主な意見は、次のとおりである。

国家公務員の給与については、現行の給与水準について妥当とする意見が多かった。他方、国に優秀な人材を確保するためには給与水準の見直しが必要との意見、より小規模の企業の給与の実態も反映すべきとの意見等もあった。

定年の引上げについては、時代の要請に沿ったものであり国が率先して行うべきである等の意見が多かった。制度設計については、60歳を超える職員の給与水準を一定程度引き下げることがやむを得ない、職員の意欲、能力等に応じて多様な働き方ができるようにする必要がある等の意見があった。

宍粟市及び県内類似団体等の特別職・議員等の期末手当支給率の改定状況

(単位:円)

市名 (★類団市)	区分	A	B	C	D			議会上程時期	審議会の開催の有無 (人勤どおり増減か、否か。)	備考
		現行報酬額	加算率	現行率(年間) 単位:月	改定前年収	R2改定 見込率	改定による 影響額			
宍粟市	特別職 (市長)	880,000	10/100	4.2月	14,625,600	-0.05月	-48,400	左記の数値は、仮に -0.05月した場合	—	H29以降、期末手当支給率の 改正のみであっても、審議会で 諮ることとしている。(一般職に 準じて人事院勧告どおりの改定 は行わず、その都度、諮問す る。)
	議員	346,000	10/100	4.2月	5,750,520	-0.05月	-19,030	左記の数値は、仮に -0.05月した場合	—	
たつの市	特別職 (市長)	965,000	15/100	4.5月	16,573,875	-0.05月	-55,488	11月臨時or12月定例 に提案予定	人勤どおり引き下げ	
	議員	404,000	15/100	4.5月	6,938,700	-0.05月	-23,230	11月臨時or12月定例 に提案予定	人勤どおり引き下げ	
★赤穂市	特別職 (市長)	894,000	15/100	4.5月	15,354,450	-0.05月	-51,405	11月臨時or12月定例 に提案予定	人勤どおり引き下げ	
	議員	375,000	15/100	4.5月	6,440,625	-0.05月	-21,563	11月臨時or12月定例 に提案予定	人勤どおり引き下げ	
★相生市	特別職 (市長)	897,000	15/100	4.5月	15,405,975	-0.05月	-51,578	11月臨時or12月定例 に提案予定	人勤どおり引き下げ	
	議員	386,000	15/100	4.5月	6,629,550	-0.05月	-22,195	11月臨時or12月定例 に提案予定	人勤どおり引き下げ	
★加西市	特別職 (市長)	893,000	15/100	4.5月	15,337,275	-0.05月	-51,348	11月臨時or12月定例 に提案予定	人勤どおり引き下げ	
	議員	350,000	15/100	4.5月	6,011,250	-0.05月	-20,125	11月臨時or12月定例 に提案予定	人勤どおり引き下げ	
加東市	特別職 (市長)	940,000	15/100	4.5月	16,144,500	-0.05月	-54,050	11月臨時or12月定例 に提案予定	人勤どおり引き下げ	
	議員	350,000	15/100	4.5月	6,011,250	-0.05月	-20,125	11月臨時or12月定例 に提案予定	人勤どおり引き下げ	
★小野市	特別職 (市長)	980,000	20/100	4.5月	17,052,000	-0.05月	-58,800	11月臨時or12月定例 に提案予定	人勤どおり引き下げ	
	議員	409,000	20/100	4.5月	7,116,600	-0.05月	-24,540	11月臨時or12月定例 に提案予定	人勤どおり引き下げ	
★西脇市	特別職 (市長)	921,000	15/100	4.5月	15,818,175	-0.05月	-52,958	11月臨時or12月定例 に提案予定	人勤どおり引き下げ	
	議員	370,000	15/100	4.5月	6,354,750	-0.05月	-21,275	11月臨時or12月定例 に提案予定	人勤どおり引き下げ	
豊岡市	特別職 (市長)	885,000	15/100	4.5月	15,199,875	-0.05月	-50,888	11月臨時or12月定例 に提案予定	人勤どおり引き下げ	
	議員	360,000	15/100	4.5月	6,183,000	-0.05月	-20,700	11月臨時or12月定例 に提案予定	人勤どおり引き下げ	
★朝来市	特別職 (市長)	865,000	10/100	4.5月	14,661,750	-0.05月	-47,575	11月臨時or12月定例 に提案予定	人勤どおり引き下げ	議員分については、条例の規定 の仕方が、特別職に準じる形と なっている。
	議員	324,000	10/100	4.5月	5,491,800	-0.05月	-17,820	11月臨時or12月定例 に提案予定	特別職に準じ引き下げ	
丹波篠山市	特別職 (市長)	837,000	10/100	4.5月	14,187,150	-0.05月	-46,035	11月臨時or12月定例 に提案予定	人勤どおり引き下げ	議員分は議会で協議されている。
	議員	350,000	10/100	4.5月	5,932,500	-0.05月	-19,250	11月臨時or12月定例 に提案予定	人勤どおり引き下げ	
★養父市	特別職 (市長)	783,000	10/100	4.35月	13,142,655	-0.05月	-43,065	11月臨時or12月定例 に提案予定	人勤どおり引き下げ	・市長等の特別職は一般職に準 じ引き下げ。 ・議員は現在のところ引き下げる 予定はなし。
	議員	310,000	10/100	3.95月	5,066,950	無し	0	提案予定なし	改定予定なし	
丹波市	特別職 (市長)	877,000	10/100	3.8月	14,189,860	無し	0	提案予定なし	改定予定なし	・H31に答申が有り、給料報酬に ついて、引き上げ(前回の答申は H17) ・H31答申の付帯意見の中で期 末手当についても審議すること が望ましいとあった。(H31の審 議は給料報酬のみ)
	議員	346,000	10/100	3.8月	5,598,280	無し	0	提案予定なし	改定予定なし	

宍粟市特別職等の期末手当支給率の推移（宍粟市における期末・勤勉手当（ボーナス）の改定履歴）

	人勸の実施状況		宍粟市（一般職）		宍粟市（特別職：三役）		宍粟市（議員）	
	年間支給月数	対前年比増減	年間支給月数	対前年比増減	年間支給月数	対前年比増減	年間支給月数	対前年比増減
平成16年	4.40月	—	4.40月	—	4.35月	—	4.35月	—
平成17年	4.45月	+0.05月	4.45月	+0.05月	4.40月	+0.05月	4.35月	(※1)
平成18年	4.45月	—	4.45月	—	4.40月	—	4.35月	—
平成19年	4.50月	+0.05月	4.45月	(※2)	4.40月	(※4)	4.35月	(※3)
平成20年	4.50月	—	4.50月	+0.05月	4.40月	—	4.35月	—
平成21年	4.15月	▲0.35月	4.15月	▲0.35月	4.05月	▲0.35月	4.00月	▲0.35月
平成22年	3.95月	▲0.20月	3.95月	▲0.20月	3.85月	▲0.20月	3.80月	▲0.20月
平成23年	3.95月	—	3.95月	—	3.85月	—	3.80月	—
平成24年	3.95月	—	3.95月	—	3.85月	—	3.80月	—
平成25年	3.95月	—	3.95月	—	3.85月	—	3.80月	—
平成26年	4.10月	+0.15月	4.10月	+0.15月	4.00月	+0.15月	4.00月	+0.20月
平成27年	4.20月	+0.10月	4.20月	+0.10月	4.10月	+0.10月	4.10月	+0.10月
平成28年	4.30月	+0.10月	4.30月	+0.10月	4.20月	+0.10月	4.20月	+0.10月
平成29年	4.40月	+0.10月	4.40月	+0.10月	4.20月	—	4.20月	—
平成30年	4.45月	+0.05月	4.45月	+0.05月	4.20月	—	4.20月	—
令和元年	4.50月	+0.05月	4.50月	+0.05月	4.20月	—	4.20月	—
令和2年	4.45月	—0.05月	4.45月	—0.05月				

(※1) 議会で議員が自ら否決し改定見送り

(※2) 合併後の厳しい財政状況を受け遡及改定せず、翌年度から改定

(※3) 市長と議員で協議し、改定見送り

(※4) 市長と議員で協議し、改定見送り

特別職（三役）と議員との支給率を差をなくすため同率にするよう改定

宍粟市及び県内類似団体等の財政指標の推移

市町名	年度	財政力指数 (財政力を示す指数。高いほど財源に余裕がある。)	経常収支比率 (経常的に収入される一般財源のうち、人件費のように経常的に支出される経費の割合。低いほど弾力的な財政運営が可能になる。)	実質公債費比率 (資金繰りの程度を表す指標。低いほど資金繰りに余裕がある。)	将来負担比率 (将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する割合。低いほど将来財政を圧迫する可能性が低い。)	ラスパイレス指数 (国家公務員を100とした場合の、地方公務員の給与の水準。100=国家公務員と同じ水準という意味合い。)	財政調整基金 (年度間の財源の変動に備えて積み立てる基金。災害など予期せぬ支出等に対応するための基金。)	標準財政規模 (通常収入されると見込まれる一般財源の規模。)
宍粟市	2020	0.347(県内35位)	92.0%(県内25位)	11.5%(県内30位)	102.6%(県内32位)	98.0	3,110,101千円(県内19位)	14,818,977千円(県内19位)
	2019	0.351(県内35位)	91.2%(県内21位)	13.4%(県内32位)	111.1%(県内33位)	97.7	3,103,145千円(県内21位)	14,887,644千円(県内19位)
	2018	0.354(県内35位)	92.5%(県内24位)	14.5%(県内36位)	110.6%(県内32位)	97.4	3,093,836千円(県内24位)	15,331,255千円(県内19位)
	2017	0.359(県内35位)	90.0%(県内24位)	15.0%(県内36位)	122.8%(県内35位)	97.9	3,086,504千円(県内23位)	15,487,438千円(県内19位)
	2016	0.361(県内35位)	90.5%(県内24位)	15.1%(県内37位)	136.5%(県内37位)	97.7	3,007,792千円(県内23位)	15,400,513千円(県内19位)
たつの市	2020	0.575(県内23位)	87.4%(県内8位)	11.8%(県内31位)	15.4%(県内16位)	99.1	6,975,433千円(県内7位)	21,025,494千円(県内14位)
	2019	0.574(県内23位)	86.8%(県内7位)	12.4%(県内31位)	24.3%(県内15位)	98.3	8,448,645千円(県内4位)	21,255,965千円(県内14位)
	2018	0.579(県内23位)	87.6%(県内11位)	12.9%(県内31位)	38.0%(県内18位)	98.6	8,026,879千円(県内6位)	21,372,267千円(県内14位)
赤穂市	2020	0.723(県内16位)	84.9%(県内3位)	10.1%(県内22位)	128.3%(県内38位)	97.7	1,713,221千円(県内34位)	12,313,943千円(県内23位)
	2019	0.725(県内16位)	90.2%(県内17位)	9.4%(県内22位)	136.4%(県内37位)	96.8	2,403,195千円(県内29位)	12,348,829千円(県内23位)
	2018	0.725(県内16位)	90.2%(県内19位)	9.4%(県内21位)	129.9%(県内35位)	96.2	2,340,719千円(県内31位)	12,357,695千円(県内24位)
相生市	2020	0.572(県内24位)	98.7%(県内38位)	14.0%(県内34位)	103.4%(県内31位)	99.1	1,791,356千円(県内33位)	7,987,522千円(県内31位)
	2019	0.565(県内24位)	98.8%(県内37位)	14.3%(県内35位)	116.7%(県内34位)	99.5	1,837,375千円(県内35位)	8,134,411千円(県内31位)
	2018	0.554(県内25位)	98.7%(県内40位)	14.4%(県内35位)	137.7%(県内36位)	98.4	2,045,749千円(県内35位)	8,134,781千円(県内31位)
加西市	2020	0.652(県内21位)	91.8%(県内23位)	7.9%(県内19位)	72.7%(県内25位)	99.3	1,679,378千円(県内35位)	11,554,889千円(県内28位)
	2019	0.643(県内21位)	92.5%(県内25位)	8.0%(県内18位)	76.9%(県内25位)	98.9	1,654,213千円(県内37位)	11,554,681千円(県内27位)
	2018	0.637(県内21位)	94.4%(県内29位)	9.3%(県内20位)	68.6%(県内23位)	99.1	1,642,049千円(県内37位)	11,587,169千円(県内27位)
加東市	2020	0.691(県内20位)	87.2%(県内7位)	4.7%(県内11位)		98.8	6,103,274千円(県内10位)	11,838,704千円(県内24位)
	2019	0.699(県内18位)	87.6%(県内9位)	4.7%(県内10位)		99.1	6,124,514千円(県内10位)	12,087,437千円(県内24位)
	2018	0.715(県内17位)	85.5%(県内7位)	5.1%(県内11位)		99.3	6,188,211千円(県内10位)	11,926,454千円(県内25位)
小野市	2020	0.701(県内18位)	90.4%(県内19位)	4.0%(県内9位)		100.4	4,233,852千円(県内16位)	11,589,277千円(県内27位)
	2019	0.688(県内20位)	90.8%(県内19位)	3.9%(県内7位)		99.8	4,481,952千円(県内16位)	11,413,065千円(県内28位)
	2018	0.683(県内20位)	89.4%(県内16位)	4.3%(県内7位)		100.9	4,298,952千円(県内17位)	11,508,811千円(県内28位)
西脇市	2020	0.455(県内27位)	89.7%(県内17位)	8.7%(県内20位)	2.0%(県内12位)	99.4	5,667,611千円(県内11位)	11,797,630千円(県内25位)
	2019	0.464(県内27位)	89.1%(県内14位)	8.7%(県内20位)	15.1%(県内12位)	99.3	5,521,333千円(県内12位)	11,700,090千円(県内26位)
	2018	0.474(県内26位)	89.5%(県内17位)	8.4%(県内17位)	10.1%(県内12位)	99.0	5,254,986千円(県内13位)	11,828,816千円(県内26位)
豊岡市	2020	0.389(県内34位)	90.5%(県内20位)	12.3%(県内32位)	74.8%(県内27位)	95.5	5,275,105千円(県内13位)	28,075,108千円(県内10位)
	2019	0.389(県内34位)	91.3%(県内22位)	11.9%(県内30位)	89.4%(県内27位)	95.6	5,652,635千円(県内11位)	28,330,129千円(県内10位)
	2018	0.389(県内33位)	89.6%(県内18位)	11.8%(県内29位)	102.6%(県内31位)	95.5	12,184,392千円(県内4位)	28,711,442千円(県内10位)
朝来市	2020	0.391(県内33位)	89.4%(県内16位)	10.2%(県内25位)	12.4%(県内14位)	97.5	4,701,516千円(県内15位)	12,727,021千円(県内22位)
	2019	0.397(県内32位)	88.8%(県内13位)	10.0%(県内24位)	33.8%(県内17位)	97.5	4,716,012千円(県内15位)	12,911,964千円(県内22位)
	2018	0.407(県内30位)	87.5%(県内10位)	9.5%(県内22位)	39.9%(県内19位)	97.0	4,490,168千円(県内16位)	13,229,838千円(県内22位)
養父市	2020	0.230(県内41位)	88.8%(県内14位)	5.9%(県内14位)		95.9	2,578,520千円(県内29位)	11,677,231千円(県内26位)
	2019	0.233(県内41位)	88.1%(県内11位)	7.2%(県内16位)		95.7	2,575,128千円(県内28位)	12,082,111千円(県内25位)
	2018	0.232(県内41位)	86.7%(県内9位)	8.9%(県内19位)		95.4	5,684,403千円(県内12位)	12,554,646千円(県内23位)
丹波篠山市	2020	0.435(県内28位)	94.0%(県内18位)	18.8%(県内40位)	177.0%(県内40位)	98.0	1,512,076千円(県内36位)	13,928,644千円(県内20位)
	2019	0.405(県内30位)	99.2%(県内38位)	19.1%(県内41位)	187.2%(県内39位)	98.9	1,846,733千円(県内34位)	13,787,491千円(県内20位)
	2018	0.404(県内32位)	97.6%(県内36位)	19.2%(県内41位)	191.0%(県内39位)	99.4	2,344,699千円(県内30位)	14,197,576千円(県内20位)
丹波市	2020	0.432(県内29位)	87.0%(県内6位)	6.7%(県内16位)	13.8%(県内15位)	97.1	4,918,792千円(県内14位)	21,268,877千円(県内13位)
	2019	0.430(県内28位)	87.9%(県内10位)	6.3%(県内12位)	16.8%(県内13位)	96.6	5,114,984千円(県内14位)	21,295,221千円(県内13位)
	2018	0.431(県内28位)	88.0%(県内13位)	6.4%(県内13位)	15.9%(県内13位)	96.4	5,102,372千円(県内15位)	21,817,876千円(県内13位)

※ () の県内順位は、兵庫県内の市町(29市12町)の中での順位。

議会の役割（しごと）

1 地方公共団体の意思の決定

選挙で選ばれた住民を代表する者として、執行機関が提案する議案に対し、可否について判断する。

- ・議決権の行使

2 行政の監視および評価

行政が住民の意思を無視し、方針決定や施策の実行をしないようチェックする。

- ・議会における一般質問、提案された議案に対する質問
- ・委員会における審査、所管事務調査

3 意見や要望の聴取、政策の提言

広く地域住民から意見や要望を集め、それを市政等に反映させるため、政策を立案する。

- ・政党、会派または個人等による政治活動
- ・住民からの請願、陳情等の受付
- ・政策を立案（条例の制定や改正等）し、執行機関に提案

4 その他

- ・公益に関する事件（他の機関の事務等）について、関係省庁等に意見書を提出
- ・議会報告会の開催、先進地の視察、議会広報の発行

穴粟市議会基本条例 抜粋

（議会の活動原則）

第3条 議会は、次に掲げる事項に基づき活動しなければならない。

- （1） 公平性、透明性、信頼性等を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- （2） 市長その他市の執行機関（以下「執行機関」という。）の市政運営を的確に監視すること。
- （3） 市民の多様な意見を把握して市政に反映させるため、必要な政策を自ら立案し、執行機関に提案することにより、市民とともにまちづくりに取り組むこと。
- （4） 市民にとって分かりやすい言葉を使うなど、市民の傍聴及び参加の意欲を高める議会運営に努めること。
- （5） 地方分権の進展に的確に対応するため、他の地方公共団体の議会との交流及び連携を行うこと。

市長の役割（しごと）

- 1 選挙により選ばれた市の代表として、市政運営を統括する。
- 2 条例や予算等に基づく事務について、自らの判断と責任において、誠実に管理し、及び執行する。
- 3 職員の任免及び指揮監督を行うとともに、効率的で効果的な組織運営を行う。

地方自治法 抜粋

（事務管理及び執行の責任）

第百三十八条の二 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

宍粟市自治基本条例 抜粋

（市長の権限）

第10条 市長は、市民の信託を受けた市の代表として、市政運営を統轄する。

- 2 市長は、市の事務を管理し、これを執行する。
- 3 市長は、その補助機関である職員を任免し、指揮監督する。

（市長の責任）

第11条 市長は、市民の信託に応え、市の代表としてこの条例を誠実に遵守し、公正な市政運営を行わなければならない。

- 2 市長は、リーダーシップを発揮した効率的で効果的な組織運営を行わなければならない。